



三条西実隆の伊勢物語講釈：『覚桜注』をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 賜鶴子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011070

三条西実隆の伊勢物語講釈

『覚桜注』をめぐる

青木 賜鶴子

三条西実隆（四五〇—三五七）は度々伊勢物語の講釈を行なったことが知られ、実隆の説は、講釈の聞書の形でのみ伝えられている。¹ その聞書としては、大永二年（一五三）の講釈を清原宣賢が筆記し、実隆が奥書を加えた『伊勢物語惟清抄』のほか、杉原伊賀守孝盛が筆記した『伊語聴説』（二五〇九成か）、² 息公条が筆記した『道談称聴』（二五九奥書）などが知られている。本稿で扱う『覚桜注』（仮題）は、実隆筆天福本に、朱筆にて細字注記を書き入れたもので、この書入注は、跋文によれば、実隆の講釈と公条の講釈の聞書を基にするという。そこで、実隆講釈の時期を推定するとともに注釈内容を検討し、その位置づけを試みておきたい。

藤原定家が天福二年（一二三二）に書写した天福本系統の本であるが、伊勢物語本文、定家の勘物、奥書の後、一〇七丁オモテに、此物語以相伝之証本書写之。老眼不堪右筆。可笑く

享祿辛卯孟夏中澣

頽齡七十七桑門堯空

とあり、そのウラと一〇八丁オモテは白紙にして、一〇八丁ウラに「従三位藤原房基（花押）」の奥書がある。³

この実隆筆本の由来については、伊藤敬氏が『実隆公記』の記事によって、

実隆は享祿四年（辛卯）二月七日「伊勢物語（土佐所望）起草」、四月十二日「終書功」、続いて校合・表紙・小書沙汰などをすませ、五月五日に「土佐所望伊勢物語重而一反昨日校合、今日猶見合裏之。明日可進伏見殿也。」となつて翌日予定通り伏見殿に進じた。翌五年四月二十五日の条

宮内庁書陵部に蔵されている「伊勢物語」（五八三—三〇）は、

に、

晩頭竹園書状、土佐亜相書状去年伊勢物語為悦之由也。
水指〔南蛮物〕……不慮芳心也。

とあるように、伏見宮貞教を介して土佐一条房家の所望に
応じたのがこの一本だったのである。⁴

と述べておられる。享祿四年（二五三）四月中旬、三条西実隆が
土佐一条房家の求めに応じて書写した天福本伊勢物語が、房家
の孫の房基に伝えられたのだろう。

また、伊勢物語本文と定家勲物の間の余白（二〇二丁オモテ）
に、第一二五段注（朱筆）に続けて、同じく朱筆にて、天正四
年（二五七）十二月十三日付、覚桜の跋文が記されている。

此物語、往年伏見殿宮中ニテ逍遥院殿御講尺、愚老十九歳
ノ時座ノ末ニ待テ承畢。其後、又邦輔ノ御子ノ御タメ称名
院殿〔尔時按察使大納公条〕御講談、廿三歳ノ時クワシク
聴聞ノキ、ガキ、隨身ノ間不残シルシ付、進上申訖。二条
家ノ一流コレニテ御分別アルベシ。若虚説アラバ住吉玉津
嶋ノ神慮ニソムクベキ也。道ヲカロクスル輩ニ努力々々^{（ハヤ）}輒
クミセラル、コトナカレ。謹而言上

天正四年臘月十三日良辰

桑門覚桜

覚桜については未詳であるが、この跋文によれば、覚桜は十

九歳の時に実隆の講釈を、二十三歳の時に公条の講釈を聴聞し、
その講釈の聞書を書き入れた。また、公条の講釈は、伏見宮七
世、邦輔親王（五三一—五三三）のために催されたもので、その時
公条は按察使大納言であった、ということになる。

実隆の講釈の年月については、大津有一氏が、伏見殿で講釈
した旨記されている『実隆公記』永正六年（二五五）八月十二・
十七・十九・二十三日の記事を引用され、「その際の聞書かと
思はれるもの、勿論それだけでなく、公条の講釈の聞書も入つ
てゐるらしい」ものとして本書を紹介されたが、これに対して
伊藤敬氏は、

ところで大津氏は、実隆講は公記に見える永正六年八月の
時のものかとされたが、これは再度の公条と邦輔の官位と
年齢とからみて非である。邦輔は永正十年生まれ、仮に十
五歳の時の聴聞とすると大永七年となり、実隆講は大永三
年となる（前掲論文）。

と述べられた。ところで、公条が権大納言按察使であったのは、
天文四年（二五三）十二月二十九日から、天文十年（二五九）一月
十二日に内大臣に任ぜられるまでの期間である。したがって、
講釈の時期はおそらく天文五年（二五五）～九年（二五九）～公条五〇
（五四歳）頃の五年間と考えてよいのではなからうか。すると

実隆講釈の時期は四年前の天文元年（一五三二）五年（一五三三）五年（一五三六）、実隆七八（八二歳）頃、ということになる。ちなみに覚桜の生年は永正十一（一五〇四）十五年（一五四〇）頃となつて、本跋文をしるした天正四年（一五七六）には六三（六七歳）であり、「愚老」と称して矛盾はない。

二

実隆講釈の時期を以上のように比定するならば、『惟清抄』の講釈をした大永二年（一五三三）からおおよそ十年余り、『伊語聴説』の永正初め頃（一五〇五頃）からは三十年近い歳月を経たこの時の講説は、実隆晩年に近い頃の最も充実した内容を持つていたはずである。本書の細字注（以下『覚桜注』と呼ぶことにする）は、実隆と公条の説をほとんど区別しないが、『逍遙院』『聴雪』など実隆の説として引用するものが僅かながら見られるので、以下、三条西家流の注釈書と比較していききたい。

一つは、次にあげる第六五段である。

「まだいと若」かつた主人公と「あひ知る」ようになった「おほやけおほして使う給ふ女」は、あまりの主人公の熱心さに「思ひわびて里へ行く」。しかし男はかまわず女のもとに「行き通」う。その翌朝の主人公の行動が「つとめて、とのも

づかさの見るに、杓はとりて、奥に投げ入れて、のほりぬ」である。

『覚桜注』は、次のように注している。

ツトメテト云ニテシリヌ。此里へ業平行カヨウヲ云也。昔ハ殿上人、貫首ヲ始トシテ、殿上ニ宿直シテアル也。業平、殿上ニサブラウヤウニテ里へ行テ、シラヌガホニテアシタハ殿上ニイタルフルマイヲスルト也。

杓ヲトリテオクヘヲキ、殿上へ上ル也。伏見ノ院ノ御代ニハ、葵キリナドイヒテ、トノモゾカサ〔女孀也〕ニ、三人モアリシ也。昔ハ猶々オホカリシ也。サレバ、殿上人ニツカハレテ、杓ヲトリツメナドシタリシ也。ソノミルヲモシラズワレト杓ヲナゲイル、タゞ殿上ニトノヘシタルト云フルマイナリトミレバ、ヤスクキコユル也トゾ逍遙院ハ講尺侍リシ。

女のもとに行つた翌朝、「とのもづかさ」が見ているのを知らずに靴を投げ入れて昇殿した、という現代では一般的な説であるが、実隆以前、一条兼良の『愚見抄』や宗祇講釈の聞書『肖聞抄』等は、女の里邸でのこととしていた。

主殿司の女孀也。殿上など、はきのごふ女官也。されば、すけのさとの事なれば、とのもづかさなどわたくしの用に

きかよふなり。(『愚見抄』)「このもづかさの見るに」(注) 中将のはきたる沓を手づからとりて内へなげ入たるなり。のぼるは、女の所へいるを云也。(『愚見抄』)「くつはとりて」(注)

後の父長良卿の許に女孀の有べき事如何。大やけなどへは行通ふにやと云々。一禪御説如此。又一説あり。(『首聞抄』)

「このもづかさ」(注)

女の里と考えている長良の家に、殿上に仕えているはずの「このもづかさ」がいるのを不審としながらも、兼良の説のよいうに公には行き通つていたと強引に説明しようとしている。

『覚椽注』に見える實際の説は、『惟清抄』でも、

トノモツカサ、此義ヲモト事外ニ勞シテ、イカゞミント云リ。后ノ里ハ長良卿也、ソコニハ主殿司ハ有マジキ也ト云リ。コ、ハヤスク心得ラレタル所也。昔ハ宿侍トテ、蔵人頭以下雲客ハ皆殿上ニ宿直スル也。…(略)…此時業平ノ、殿上ニアル体ヲシテ、女ノ里ヘユイテ、明ル日トク帰ル、主殿司ノミルニ、沓ヲ奥ヘ投入テ、夜ハ此ニツメタルカホヲシテキル也。カヤウニ見レバ、何ノザウサモナキニヤ。

と、新説として提示され、『伊語聴説』に、

夜は長良卿へ行、つとめては朝とく内裏へまいりたる也。

しのぶわざなれば、沓をばひとりなげ入たるを、女孀見あひたる也。此説を近來用之。

とあるのを見ると、永正の初め頃から用いはじめた説であるらしい。『覚椽注』の「…トゾ逍遙院ハ講尺侍リシ」は、覚椽自身が實際の講釈を聞いたとも、公条が講釈で述べたとも解せるが、ともかく實際の説と確認できる。

次に、第三九段の主人公の歌、「出ていなば限りなるべみともしけち年へぬるかと泣く声を聞け」の注はどうだろう。

出テイナバノ五文字、肖聞ニハ、此宮葬所へ出テイナバ、此世ノ限ナルベキト云心也トアリ。逍遙院講尺ハ相違セリ。所好ニヨルベキ歟。イデ、イナバトハ、御葬送遅キホドニ帰ランノ心也。トモシケチハ、灯ノ消ルゴトク一時ノ事ニテアルベシ、崇子ハワカクテ如此也。老定ハゲニモ也。諸人ノコ、ニナクヲキカレヨト、当座ノ哀傷ニヨム也。

この歌は、淳和天皇皇女崇子内親王の葬送の夜、主人公も女車に相乗つて見物に出ていたのだが、長い間柩をお出しせず、皆が泣いてようやく終わろうとする時に、天下の色好み源至がこの車の女の姿を見ようと螢を車の中に入れたため、主人公が螢の火を消してしまおうといつて詠んだ歌であるが、『覚椽注』は『首聞抄』の説と實際の講釈は異なると注記したうえで「内

親王の葬送が遅いので、もう帰っておしまいにしておしまおう」という解釈を示している。

実隆以前の解釈は二説があり、一つは、『愚見抄』の

いで、いなばかぎりなるべみとは、此蛍とびていになば、二たびかへりくまじき也。たゞもしたる光をつゝみもちて、としをふるかとなくこゑをきかんとよめり。蛍は、夏ばかりみえてとしをふる事もなく、又なく声もせぬ虫なれば、かくいへり。

という説で、至が女車に入れた蛍が「出ていなば」と見て、蛍は飛んで行ってしまったらそれでおしまいだから、蛍の光を包み持つて、年月を経たかと蛍の声を聞きましょう、といった解釈、もう一つは、崇子内親王の柩が「出ていなば」とする宗祇の説である。

此宮、鳥部野へ出ていなば、此世のかぎりなるべきと云心也。ともしけちとは、いま蛍をけす事を命のきゆるにたとへよめり。如煙尽灯滅の心あり。下旬は、此別の時、皆人の嘆く心は、老たる人の死はせめて也、此宮はとしを経給へるかはと嘆也。若くてうせ給ふをかなしみて、なく声をきけと致に云也。(『肖聞抄』)

内親王の柩が鳥部野へ出ていってしまえばもうおしまい、内親

王が若くして亡くなったのを悲しんで泣いている人々の声をお聞きなさい、というのである。

『伊語聴説』や『惟清抄』に見える実隆の説は、

今、崇子ノ親王ヲ葬タテマツルガ、鳥辺野へ出タマハム、此ガ限ニテマシマスベシ。トモシケチトハ、如煙尽灯滅ノ心也。命ノキユルヲ云リ。年ヘヌルカトハ、此宮ハ年ヲヘタマヘル事ニモアラズ、若クシテ世ヲ去リ給事、世間ノ無常ハカ、ル物ナリト皆人ノナキ歎ク声ヲキケト也。(『惟清抄』)

と、宗祇と同様の解釈であり、また他の三条西家流の注釈書にも、『覚核注』のいう実隆説は見えないのである。

三

ところで、『覚核注』に関して、ぜひ触れておかねばならぬのは、大津有一氏が『伊勢物語古註釈の研究』「伊勢物語抄について」の項で紹介された大津氏御所蔵の『伊勢物語鈔』である(第二章第二六、三五二頁)。

同本は、大津氏によれば、「筆者は誰ともわからぬが、江戸初期の書写かと思はれる。巻頭に『勢物語の末書に知頭集といふは云々の愚見抄の巻頭言の一部分を載せ、巻末に題号考を述

べてゐる」「あまり類本を見ない」ものであり、「愚見抄」「肖聞抄」を引くほか「聴雪」として、三條西実隆の説を挙げてゐるのが注意される。然し実隆の説と云つても、惟清抄とか直解とかに述べてゐるところとは必ずしも同じくない」との紹介がある。ところが、大津氏が引用しておられる部分が、次のように覚桜注とほとんど一致するのである。

おもふ事いはでぞただにやみぬべき 此哥にてをつけてい

ふことあるべからず。なに事にてかあるらん、さらにしら

ぬ事也。古注に房内秘密術などしやくして、いろ／＼のぎ

をいへり。いかなることをかとかけり。うたのむすび、な

にも人しなればとよめり。一さいの事ちいんにあらざ

ればあらはさぬもの也。なりひら存生するにとふともいふ

べからず。伯牙絶琴、下和璞、伯楽馬の類也。さればてを

つけまじきとしせつ也。(『伊勢物語鈔』第一二四段注)

此哥ニ手ヲツケテ云事アルベカラズ。何事ニテカアルラン、

更ニシラス事也。古注ニ房内秘密術ナド尺セリ。色々ノ儀

ヲ云。皆チガイタリ。ステニコト書ニイカナル事ヲカトカ

ケリ。一切ノコト知音ニアラザレバアラハサヌ物也。業平

存生スルニトフトモ云ベカラズ。伯牙絶琴、下和璞、伯楽

馬ノ類也。サレバ手ヲツケマジキト也。(『覚桜注』第一二

四段注)

かへりくるみちとをく あしやまでは三里ばかりあり。く

ないきやうもちよし、けいづ見えぬ人也。つのかみ

にて、いゑなどつくりてあるか。分明記得還家夢徐儒宅前

湖水東などむちうに見たるといふがおもしろき事也。おも

かげにたるにや。(『伊勢物語鈔』第八七段注)

アシヤマデハ三里バカリアリト也。(『覚桜注』「かへりく

る」の傍注)

此系図ニミエヌ也。津ノ国ノ守ニナリテ家ナドツクリテア

ル歟。分明記得還家夢徐儒宅前湖水東ナド夢中ニミタルト

云ガ面白事也。(『覚桜注』「宮内卿もちよし」の傍注)

むかしほりかはのおほいまうちぎみと申。せうぜんこうの

四十の賀はてんぐはん十七年三月のこと也。：(中略)：

されば二年のさういはあれども、ぎよくくはんをかくにや。

杜詩上韋左丞相の詩、そのときは未任官なれども、ぎよく

くはんをんもつてのせたる、そのひつぼう也。(『伊勢物語

鈔』第九七段注)

二年相違アレドモ、極官ヲ書ニヤ。杜詩上韋左丞相ノ詩、

二年相違アレドモ、極官ヲ書ニヤ。杜詩上韋左丞相ノ詩、

其時未任官ナレドモ極官ヲ以テノセタル、其筆法也。(『覚桜注』「四十賀」の傍注)

つるにゆくみちとはかねてき、しかど きのふまではけふ
までとは思はざりしといふせつ大にわろし。きのふけふと
は思はざりしと見るべし。これすなはち一さいしゆじやう
のじせい也。やまとものがたりに、このうたをよみてさて
はてにけるとかけり。このものがたりになりひらのしじう
をあぐるほどに、げんぶくのはじめより獲麟のゆふべまで
かきとめはんべり。(『伊勢物語鈔』第一二五段注)

昨日マデハ今日トハ思ハザリシトイフ説大ニワロシ。昨日
今日トハ思ハザリシトミルベシ。是則一切衆生ノ辞世也。
カクハシリナガラ、其キハニナラデハオドロカヌ物也。大
和物語ニ、此哥ヲヨミテサテハテニケルトカケリ。此物語
ニ業平ノ始終ヲアグル程ニ、元服ノハジメヨリ獲麟ノタマ
△△△
デニシテ書トメ侍リ。(『覚桜注』第一二五段注)

一致する部分に傍線、やや相違する部分に△を付したが、こ
のように全く同じではないにしても、ほとんど一致する。

また、大津氏は、同本に見える「ちやうせつ」の説を四例抜
き出しておられ、一つは、先に掲げた第三九段、

聴雪は、御そうそうをそきほどにかへらんのこゝろとぞよ
みたまひし。

であり、『覚桜注』とも(表現は異なるが)一致するのだが、
あとの三例は、『覚桜注』では実隆の説とは明記されていない。
同様に比較してみると、

なりひら女にかはりてよまする也。ちやうせつはよみ給ひ
し。(『伊勢物語鈔』第四四段「出てゆく」の歌の注)

業平女ニカハリテヨマスル也。(『覚桜注』第四四段注)

なぞへなくとは、なぞらへもなきといふこ(と)ば、てい
かのきやうかんがへものあり。されば、たかきといやしき
とは、なずらへなきほどに、二なき人を思ふは一だんと
くるしきといふ。このせつをもちゆるとぞ、ちやうせつは
よみ給ひし。(『伊勢物語鈔』第九三段「あふなあふな」の
歌の注)

ナヅラヘモナキ也。サレバ、タカキトイヤシキハ、ナヅラ
ヘナキホドニ、二ナキ人ヲ思ハ一段トクルシキト云。此説
ヲ用也。(『覚桜注』第九三段注)

いづれもこれはたゞじよのうたにて、いんゑんこじにもを

よばぬ事かとぞ聴雪は申給ひし。(『伊勢物語鈔』第一二二
段「山城の」の歌の注)

是八只序ノ哥ニテ、因縁故事ニモ及バヌ事歟。(『覚桜注』

第一二二段注)

このように説そのものはほぼ同文であるが、『覚桜注』には実
隆の説であるという指摘が見えないのである。

また、大津氏が掲げられた部分についていえば、次の例のよ
うに『覚桜注』の方が簡単な場合が多い。『覚桜注』は書入注
であるため、本文への書入の際に省略された可能性もあるだろ
う。

おほやけの御けしきありかりけりとは、ゆきひらのわがと
しよりたることをよめるを、みかどの御としも五十七に
て、わかくはましまさぬほどに、けふばかりとよめるを御
きにかけて給ひしと也。されば、うたをよまんに、みの事な
れどもじぎにかなはぬ事あるべし。孟浩然も詩につみせら
る、といふ事あり。致仕のへうをたてまつりて出仕をいた
すと也。(『伊勢物語鈔』第一一四段注)

行平ノワガ年ノヨリタル事ヲヨメルヲ、御門ノ御年モ五十
六ニテ、ワカクハ御座ナキホドニ、今日バカリトヨメルヲ
御氣ニカケ給シト也。サレバ、哥ヲヨムニ、身ノ上ノ事ナ

レド時宜ニカナハヌ事アルベシ。(『覚桜注』第一一四段注)

四

以上のように、大津氏本は『覚桜注』のいわば異本と目され
るが、その大津氏本に「ちやうせつ」の説とされている三例は、
『惟清抄』をはじめとする実隆説を載せる注釈書には見えず、
さらに、公条の注釈書『称名院抄』(仮題)など公条以降の三
条西家流の注釈書にも見えないのは注目される。覚桜は、本當
に実隆や公条の講釈を聴聞したのだろうか。

疑わしい点は確かにある。覚桜の跋文に従えば、『覚桜注』
は、実隆の講釈と公条の講釈の聞書をまとめたものであるが、
実際は、第九段「白き鳥の、はしと足とあかき、鳴の大きさを
る」の傍注、

鴟ト云鳥ナリトアリ。セナカハクロク、ハラシロ
シ。シギノゴトクニテ大ナルト云也。

の注の(イ)は『愚見抄』から、(ロ)は『肖聞抄』から、(ハ)
は『惟清抄』から、というように、右の三書をかなり利用して
いるらしいのである。

さらに、三条西家流の説が『愚見抄』とは異なる場合にも、
『愚見抄』をそのまま引用し、三条西家の説を「一説」とする

場合があるのは重大である。

たとえば、第七七段「目はたがひながら」の解釈を見ると、

一説、目将カヒヲツクル 目ハタガヒト云心、山のウゴキ
出タルヤウニミナシタルガ、業平ノ目ハタガヒナガラ也。
サレバ歌ニモソノマ、ヤマニミナシテイヘリ。

傍線部は「愚見抄」の「さ、げ物を山と見たがへながら（業平が山と見誤ったままで）」と同様の解釈であるが、宗祇・三条西家流では、「一説」とされた「目将カヒヲツクル（涙ぐむ）」説をとっている。「惟清抄」や公条の「称名院抄」においても、兼良の説を引用してはいるが、宗祇説の方を「当流」（「称名院抄」としてあるのであって、「覚桜注」のようにまず兼良の説を用い、宗祇説を「一説」とするような講釈を実隆や公条がしたとは思えない。

さらに、諸書に見える公条の新解釈についても、「覚桜注」は載せていない。たとえば、三代目実枝から講釈を承けた細川幽斎の「闕疑抄」に、

拾遺題八には、直幹が哥とあり。此物語には、業平の哥とす。如此古哥万葉の哥などをかへてかく事おほし。但これについて、称名院殿新義に、直幹が哥ならば、人のむすめに忍びて物いひ侍りける比、遠き所にまかり侍とて、此女

のもとにいひつかはしける 橘直幹 とありて、次に此哥有べきを、詞書に、橘たゞもとが人のむすめにと——如此あり。業平の哥を、こゝに似合たれば、かきてをくりたるとあそばす。此義面白し。（第一二段「忘るなよ」の歌注）此哥を昔の哥と云。但、此哥、新古今第十七卷、雑哥中に、業平の哥と入たり。是は業平の領地なれば、細々下向也。されば、業平のもとよめる哥を今吟詠する也。如此みれば、新古今もそだつ也。称名院殿、始て御論んじ出されたり。奇妙也。（第八七段「あしのやの」の歌注）

とあり、勅撰集で物語の設定とは異なる作者となつてることについて、公条が新説を出したことが知られる。特に第八七段のほうは、実隆在世中の早い頃の説¹⁰であつて、はじめに比定した時期の講釈であるならば、当然それを主張したと思われるのだが、いずれも「愚見抄」の引用と、「肖聞抄」「惟清抄」に似た注記しか見えないのである。

このように、「覚桜注」の跋文をそのまま信じるには疑問が多い。実隆晩年に近い頃の講釈と公条の講釈を基に「クワシク聴聞ノキ、ガキ」を「不残シルシ付」と標榜してはいるが、実際は、「愚見抄」「肖聞抄」「惟清抄」などを用いてかなり増補したもので、実隆や公条の説を忠実に伝える注釈書とは言い難

いのである。

(注)

- 1 実隆の著作とされてきた「伊勢物語直解」は実隆作を装ったものと考えられる。拙稿「伊勢物語直解の成立―その実隆作にあらざること―」(『中古文学』28号、昭56年10月) 参照。
- 2 陽明文庫本は永正二年の奥書を持つが、永正六年(五〇五)の誤りと考えられる。拙稿「三条西実隆における伊勢物語古注―『伊語聴説』『称談集解』に触れつつ―」(『百舌鳥国文』6号、昭61年10月) 参照。
- 3 同じ一〇八丁ウラに貼り紙があつて、別筆にて
土佐一条/房基 右中将従三位阿波守/天文十八年四月十二日卒
と書かれている。
- 4 伊藤敬「三条西実隆著作ノート」(『リポート笠間』22号、昭56年10月) なお、細字は「」で括弧して示した。
- 5 以下、細字は「」で括弧して示す。「大納言」の「言」脱か。
- 6 土佐一条家にかかわる人物であろうと推測されるが、現在のところ未詳である。
- 7 『伊勢物語古註釈の研究』(石川国文学会・昭29年。八木書店増訂再版・昭61年)二五七頁。
- 8 この時期における実隆の講釈としては、大津有一氏が指摘された通り、『御湯殿上の日記』に見える享禄元年(五二六)十一月二、三、八、九、十一、十三日の勅定による講釈が知られ、その後、その後の講釈で年次の明らかなものは、公条の聞書『道談称聴』に見える天文三年(五三四)四月の講釈(織田七郎所望か)、『伊勢物

- 9 語口伝抄』に見える天文四年(五三五)の講釈(発起者不詳。三月二十六日か。聴衆周桂ほか不詳)などが知られている。いずれかがもう片方を直接参照したのではなく、両者共通の祖本を想定するのが妥当であろう。
- 10 九条植通『九条禅閣抄』(慶応義塾大学図書館所蔵「伊勢物語聞書」(二〇八―二〇九)による)の同段注に「業平の哥に落着して、道へ称名院談合之處、尤可然よしを同心之旨、慥に永禄三庚申南呂之比聴聞之時、対愚老入道右府被語之也」とあり、実隆も同意した公条の新説とわかる。

引用書目一覧 愚見抄・肖聞抄・闕疑抄：片桐洋一『伊勢物語の研究(資料編)』(明治書院・昭44年) 惟清抄：天理図書館蔵宣賢自筆本(『天理図書館善本叢書43・和歌物語古註集』八木書店・昭54所収) 伊語聴説：陽明文庫蔵本 称名院抄(仮題)：学習院大学所蔵、三条西家旧蔵本「伊抄」 なお清濁・句読点を整えた場合がある。

(あおき しづこ・本学助教授)